

後期高齢者医療保険料率が決定しました

被保険者の皆さまに納めていただく保険料は、2年ごとに見直しがされますが、令和8年度から令和9年度までの保険料率が決定しましたのでお知らせします。

保険料率と賦課限度額

医療分	令和6年度～令和7年度		令和8年度～令和9年度
均等割	52,953円	→	59,963円
所得割	11.79%		11.61%
賦課限度額	80万円		85万円

子ども分	令和8年度
均等割	1,364円
所得割	0.28%
賦課限度額	2万1千円

※医療分と子ども分を合算したものが賦課額と限度額になります

合算

保険料率と賦課限度額

区分	要件	軽減後均等割額	
		医療分	子ども分
医療分：7.2割軽減 子ども分：7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)	16,789円	409円
5割軽減	43万円+(31万円×世帯の被保険者の人数)+10万円×(給与所得者などの人数-1)	29,981円	682円
2割軽減	43万円+(57万円×世帯の被保険者の人数)+10万円×(給与所得者などの人数-1)	47,970円	1,091円

お問い合わせ先

福祉課 国民健康保険係 ☎47-4682 (国保・後期高齢者医療全般について)
町民課 賦課係 ☎47-4683 (賦課・徴収に関すること)

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
北海道後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療制度に関すること)
☎011-290-5601